

秋田市コミュニティセンター劣化度調査業務委託仕様書

1 委託名 秋田市コミュニティセンター劣化度調査業務委託

2 履行場所 秋田市泉北一丁目20番27号 ほか

3 業務対象建物概要

(1) 秋田市泉地区コミュニティセンター

所在地：秋田市泉北一丁目20番27号

構造：鉄筋コンクリート造2階建

延べ面積：1,107.60㎡

建設年度：平成2年度

(2) 秋田市明德地区コミュニティセンター

所在地：秋田市手形住吉町2番27号

構造：鉄筋コンクリート造2階建

延べ面積：944.60㎡

建設年度：平成4年度

(3) 秋田市大住地区コミュニティセンター

所在地：秋田市大住南二丁目7番24号

構造：鉄筋コンクリート造2階建

延べ面積：1,022.25㎡

建設年度：平成5年度

(4) 秋田市檜山地区コミュニティセンター

所在地：秋田市檜山南中町1番9号

構造：鉄筋コンクリート造2階建 一部鉄骨平屋建

延べ面積：1,647.84㎡

建設年度：昭和54年度 旧女性学習センター（体育館B併設）建設・棟1

昭和61年度 体育館A新設・・・棟2

平成17年度 増築（鉄骨平屋建（和室、調理室））・・・棟3

※耐震補強済み（平成26年11月実施（実施：体育館B））

4 目的

市民生活部所管施設の長寿命化計画（「市民生活部所管公共施設長寿命化計画（平成31年3月）」）の直近5年以内に改修計画のある施設のほかにも、早急に大規模な修繕を必要とする施設がある。この仕様書は、その施設の劣化等による支障が生じた部位等の劣化状況の評価から、総合劣化度を算定し、大規模改修の適正な実施に資することを目的とする。

5 業務内容

- (1) 調査対象項目の管理記録、12条点検報告および現状の観察等による調査を行い、劣化による支障が生じた部位等に対して、劣化状況を評価すること。
- (2) 調査対象項目の修繕の範囲・規模などから劣化状況を評価すること。
- (3) (1)および(2)から、部位ごとの重要度係数を考慮し、総合劣化度を算定すること。

(4) 大規模改修計画の提案

- ア 改修工事の工種等とスケジュールの検討
- イ イニシャル、ランニングコスト等の検討
- ウ 改修工事費の概算

(5) 調査対象項目

ア 構造

- A 屋上・屋根
- B 躯体
- C 外壁
- D 外部建具
- E 内部（天井・床等）
- F 外構

イ 機械設備関連

- A 空調・換気設備
- B 給排水衛生設備
- C 消火設備
- D 配管設備

ウ 電気設備関連

- A 動力設備
- B 電灯・コンセント設備
- C 情報通信設備
- D 防災設備（放送設備、自動火災報知機）
- E 配管設備

(6) 調査の資格者

調査業務を行うにあたり必要となる資格者等を以下に示す。

- ア 一級建築士又は二級建築士
- イ 建築設備士又は設備一級建築士

(7) 適用基準

- ア 建築物 修繕措置判定手法（建設大臣官房官庁営繕部 監修）

イ 建築物の調査・劣化診断・修繕の考え方(案)・同解説（日本建築学会）

(8) 成果品

報告書は2部とし、A4サイズファイル製本とする。

ア 現状調査結果の診断

イ 改修計画の提案

ウ 設計図書に添付した図面（配置図・平面図・立面図・設備系統図）を
CADデータ化

エ その他委託者が必要と認める資料

※電子データについては、CD-R又はDVD-R記録メディアで、
ウイルスチェックを実施の上、1部提出すること。

(9) その他

対象物の精密な調査、分解点検および破壊調査等の高度な試験が必要になる場合は、別途協議とする。

6 提出書類

受託者は、本業務の着手、完了にあたり次の書類を提出しなければならない。

- (1) 管理技術者および照査技術者届（経歴書を添付すること）
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 業務完了届
- (5) 納品書

7 貸与資料

委託者は、本業務の実施にあたり必要な図書およびその他関連資料を受託者に貸与するものとする。

また、受託者が貸与を受ける場合は、借用書を提出し、業務完了後直ちに返却するものとする。

なお、貸与された資料については、その重要性を勘案し、第三者に貸与等をさせてはならず、取扱および保管に十分注意するものとする。

8 関係部署へのヒアリング等

関係部署へのヒアリング等が必要な場合は、事前に委託者に申し出ること。

9 報告、協議

本業務の遂行にあたっては、随時委託者に報告しながら進めること。また、疑

義や問題点については、その都度委託者と協議し、効率的かつ迅速な対応に努めること。

10 成果品の帰属

本業務における成果品は全て委託者に帰属し、受託者は委託者の許諾なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

11 成果の補修、修正

業務完了後、受託者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、委託者の指示により、補足および修正を行うこととし、その費用については受託者の負担とする。

12 守秘義務

受託者は、本業務により知り得た内容および結果を、第三者に漏らしてはならない。

13 個人情報の取り扱い

本業務の遂行にあたっては、個人情報の取り扱いについて十分注意すること。

14 注意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合には委託者と受託者が協議の上これを定め、業務を円滑に実施することとする。
- (2) 本業務委託の一部を再委託する場合は、あらかじめ調査職員に再委託業者選定報告書を提出し、市の承諾を得ること。なお、承諾を得て再委託した場合は、再委託契約書の写しを後日提出すること。